国民健康保険からのお知らせ

問合せ 仙北市市民生活課 国民健康保険係 🕿 43-3316

民健康保険限度額適用・標準

負

1日以降にお近くの市役所は更新が必要になります。担額減額認定証」をお持ち

が必要になります。

8 月

舎 •

してください

各出張所の国保担当窓口で1以降にお近くの市役所各庁

対象の

の支払い(欠

(個人単位)

一医療機関

が限度額

ま ()

をすることで、 交付できな

外 来 請

(国保税に滞納などがある

方 も、

いことがあり

治庁舎・

請してく

険者証 方の国民健康保険被保

できる身分証明書(運窓口に来られる方の本 (運転免許 人確認

期限が過ぎましたらお近く **用できません**ので、有効 定証は**8月1日からは使** 定証は**8月1日からは使** 国保担当窓口に返却して の市役所各庁舎・各出張所の ご自身で処分してくだ

険限度額適用・標準負担額減額用認定証」または「国民健康保体財産額適 認定証」を<mark>お持ちでな</mark>

定証」または「国民健康保険 限度額適用•標準負担額減額 「国民健康保険限度額適用認 をお持ちの方は

国民健康保険高齢受給者証

更新のお知らせ

更新が必要です

「国民健康保 または

のため毎年8月1日までとなって 高齢受給者証」現在お使いの 日までとなって 0) の有効期限が7

療機関・保険薬局などにご提示のうえ送付しますので、8月かのうえ送付しますので、8月かのうえ送付しますので、8月かのため毎年8月1日を基準日とのため毎年8月1日を基準日とのため毎年8月1日を基準日と また、「R を機関・保 申請書をあわ となります。 額認定証」 保険限度額適用 用認定証」 「国民健康保険限度額適 あわせて送付しますのす。該当となる方には」をお持ちの方も更新 音・各出張所の国紀1日以降にお近くの ある H・標準負担額減 るいは「国民健康 近くの

医療費が高額になったときの自己負担限度額(月額)

8月からの自己負担限度額は昨年度と変わりありません

	所得	区分	3回目まで	4回目以降
	901 万円を超える	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600 万円を超え 901 万円以下	1	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
2	210 万円を超え 600 万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
	住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

		3回目まで		4 回目以降
	所得区分	外来(個人単位)	外来+入院	(世帯単位)
į	現役並みⅢ(課税所得 690 万円以上)	252,600 円+ (医療費	E-842,000円)×1%	140,100円
5	現役並み II (課税所得 380 万円以上) 167,400 円+(医療費 -558,000 円)×1%		93,000円	
	現役並み I (課税所得 145 万円以上)	三) 80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
i)	一般(課税所得 145 万円未満など)	18,000円 ※1	57,600円	44,400円
ī	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	_
	低所得者 I	8,000円	15,000円	_

70歳以上の方は、まず外来(個人単位)の限度額を適用した後、外来と入院を合わせた世帯単位の限度額を適用します。 ※1 8月~翌年7月の年間限度額は144,000円(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額です)

7月は国民健康保険税の納税月です

仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

令和 5 年度税率 所得割率 6.80% 医療分 18,000円 均等割額 国保加入者の医療費などにあてるため の課税額 17,000円 平等割額 (すべての世帯が負担) 課税限度額 650,000円 所得割率 3.50% 後期高齢者支援金分 均等割額 9,000円 後期高齢者医療制度の医療費などに あてるための課税額 平等割額 8,000円 (すべての世帯が負担) 課税限度額 220,000円 介護納付金分 所得割率 3.00% 介護保険制度の第2号被保険者とし 10,000円 均等割額 て納める課税額 平等割額 4,000円 (被保険者の中に 40 歳~64 歳まで の方がいる世帯が負担) 課税限度額 170,000円

納税義務者となり、世帯主あてに納税通知書を国民健康保険に加入している場合は、世帯主が保険に加入していても、同じ世帯のどなたかがまた、世帯主の方が国民健康保険以外の健康 を送付り します

軽減の割合	国保加入者(※擬制世帯主含む)全員の総所得金額などの合計			
7割	3 万円+ 10 万円×(給与所得者などの数- 1)			
5割	43万円+ <mark>29万円</mark> ×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1) (令和4年度:28万5千円)			
2割	43万円+ <mark>53万5千円</mark> ×被保険者数+ 10万円×(給与所得者などの数-1) (令和4年度:52万円)			

- ※1 軽減(減額)されるのは【均等割額】および【平等割額】の部分です。
- ※2 国保加入者数には、同じ世帯のなかで国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の 被保険者に移行した方を含みます。
- ※3 国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)も、その所得は判定の対象となります。
- ※ 4 給与所得者などの数とは次のいずれかの条件を満たす国保加入者(※擬制世帯主含む)
 - ・給与収入額が、55万円を超える方
 - ・公的年金などの収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える方、65歳以上の場合 は 125 万円を超える方
- ※5 65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を控除した額で計算します。
- ※6 令和5年度市県民税未申告の場合は軽減(減額)を受けられません。

納期限ごとに金融機関などへ出向 納期限日に自動的に引き落としま 納期限日に自動的に引き落としま ❸ 安心安全
必要がありません 現金を持ち歩く必要がないため、安心安全 出向く 安全 ਰੋ

(郵便局) 組合 ▼ゆうちょ銀行▼東北労働金庫 ▼秋田銀行 ▼北都銀

● 必要なもの/▼通帳 ▼通帳届出印 ▼ 必要なもの/▼通帳 ▼ 通帳届出印 ▼ 必要なもの/▼通帳 ▼ 通帳届出印 ▼ 必要なもの/▼通帳 ▼ 通帳届出印 ▼ 必要なもの/▼通帳 ▼ 通帳届出印 ▼ (市役所の

申 ▼ 窓込口

出ください。または角館・西木市民センターへお申し続きについては取扱い金融機関、税務課振替への切り替えをおすすめします。手振替への切り替えをおすすめします。手納付書で納付されている方はぜひ口座 市税の納付は 口 利でおすすめです-1座振替が

当窓口でお早めに手続きをお願いします。当窓口でお早めに手続きをお願いる国保担加入・脱退などの手続きが済んでいな二重に支払ってしまうこともあります。康保険税と社会保険などの健康保険料をまた、脱退の届出が遅れると、国民健 国民健

を

受ける際は全額自己負担になります。ではる際は全額自己負担になります。でいて納めなければなりません。さらに、険税は国保加入資格を得た月までさかののがは国保加入資格を得た月までさかのが、国民健康保証が遅れると、国民健康保証が

ご自身で行わなければなりません 国民健康保険の脱退・加入の手続きは

納税通知書は7月13日の発送を予定しています

ます

(地方税法第7

03条の

4

場合、国民健康保険税が自動的に軽減(減額)

されます。

引上げになります。

総所得金額などが所定の金額以下

2割軽減の基準が1万5千

5割軽減の基準が5千円、

国民健康保険税は、

世帯主が納税義務者とな

世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書

Semboku City Public Relations 10 11 広報せんぼく 2023-7

国民年金保険料免除等の申請について

仙北市市民生活課 国民年金係 ☎ 43-3316 大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

7 月

1日から免除等申請

の

介護保険料額のお知らせは

7月中旬に発送し

ます

受付が開始されます

た不測の事態が生じたときの「礎年金」や、障害・死亡といにしておくと、将来の「老齢」国民年金保険料を未納のま

光亡といっの「老齢基外納のまま

場合には、保険料の納付が免除・保険料を納付することが困難な経済的な理由などで国民年金 があります。 を受け取ることができない場を受け取ることができない場 分までです。 ಠ (50歳未満) 納付猶る「保険料免除制度」

ます。 おり は から納めること (追納) ができから納めること (追納) ができいますが、10年以内であれば後将来受け取る年金額が少なくない。 については、2年1か月前の月す。また、申請できる過去期間期間を対象として審査を行いま月分から令和6年6月分までの付は7月1日から開始され、7 したときに比べ、 あると、 月間まの7受

一 介護保険事務所からのお知らせ 一

介護保険料 の納付について

ので、市役ので、市役

ています。

介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、

保険料はこの制度を支える大切な財源です

場場 金 障

となります。 金からの差し引き

引きによる納付(偶数月)に年

※ 普通徴収の対象とがのいます。 外めのます。 納めたす。 のので振替のがある。 に65歳になる方などです。 月1日の時点で年金を受けたは受給していない方、 年金の年額が18万円未満ま を強していない方、4 る方は、 中 け 4 ま

利用を設定れを設定れる。 に 防ぐ に よ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表参照)、納め方は納付書と年金からの差し引きで納めと年金からの差し引きで納めと年金からの差し引きで納めと年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。
なお、第1段階から第3段階の住民税非課税世帯については、保険料の負担軽減を行っては、保険料の負担軽減を行っては、保険料の負担軽減を行っては、保険料の負担軽減を行っ 区分(令和5年度の住民税課税状況など) 保険料(年額) 生活保護を受給している方 第1段階 24.120円 基準額× 0.3 本人の前年の[合計所得金額 + 課税年金収入額]が 80 万円以下の方 世帯全員が 第2段階 住民税非課税 本人の前年の [合計所得金額 + 課税年金収入額] が 120 万円以下の方 30.150 ⊞ 基準額× 0.375 第3段階 56,280円 基準額× 0.7 本人の前年の「合計所得金額 + 課税年金収入額」が 120 万円を超える方 第4段階 70,350円 基準額× 0.875 住民税課税世帯 本人の前年の [合計所得金額 + 課税年金収入額] が 80 万円以下の方 第5段階 (本人非課税) 80,400円 基準額 本人の前年の [合計所得金額+課税年金収入額] が80万円を超える方 第6段階 100,500円 基準額× 1.25 本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の方 第7段階 104,520円 基準額× 1.3 住民税課税世帯 本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方 (本人課税) 第8段階 本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方 120,600円 基準額×1.5 第9段階 本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方 140,700円 基準額× 1.75

災害などの特別な事情により保険料を支払うこ とが一時的に困難なときは、申請によって介護保 険料の減免または徴収猶予が認められる場合があ ります。詳しくは、右記までお問い合わせください。

問合せ

- ▶ 介護保険事務所 保険給付班 ☎ 0187-86-3911
- ▶ 仙北市長寿支援課 ☎ 43-2281
- ▶ 仙北市包括支援センター ☎ 43-2283

福祉医療費受給者証の更新と交付のお知らせ

時間

 $9:00 \sim 19:00$

 $9:00 \sim 16:00$

9:00 ~ 19:00

 $9:00 \sim 16:00$

 $9:00 \sim 16:00$

問合せ) 仙北市市民生活課 国民健康保険係 🏗 43-3316

送り、 方に、 てください。 現在、 都合により左記日程で更新 します。 します。ご都合ので、7月はじめに申請 受給者証をお持ちの方で更 のつく会場で手続きを行っ甲請書を同封した通知をおお持ちの方で更新が必要な ・交付手続きが

給者証を交付することができません)。行ってください(7月24日月~28日金の間は受生活課国民健康保険係(4番窓口)で手続きをきない方は、7月31日月以降に角館庁舎の市民 通知に記載されて |類がそろっていないとその場での| |は必ずお持ちいただくようお願

ていないとその場での交付が ちいただくようお願いしま こいる必要書類 (健康保険証

福祉医療制度について

福祉医療費助成制度は、乳幼児からる費用は、秋田県と仙北市が負担しままが異家庭などの児童、高齢身体障がいり親家庭などの児童、高齢身体障がいいのと、高齢の健康保持と生活の安定を図るため、身の健康保持と生活の安定を図るため、身の健康保持と生活の安定を図るため、高齢身体障がいる費用は、秋田県と仙北市が負担しまる費用は、秋田県と仙北市が負担しまる費用は、秋田県と仙北市が負担しまる費用は、秋田県と仙北市が負担しまる。

場所

市役所神代出張所

市役所桧木内出張所

田沢湖総合開発センタ-

西木総合開発センター

1 階 101・102 会議室

市役所角館庁舎

くの市役所各庁舎・各出張所の国保担転免許証など)をお持ちのうえ、お近いる方)、受給者証、本人確認書類(運療育手帳(障がい者の区分で該当して 当窓口 たとき▼受給者証を紛失、汚損、破害者手帳、療育手帳の等級が変わっむ)▼転出、死亡したとき▼身体障庭ではなくなったとき(事実婚を含め氏名が変わったとき▼ひとり親家 健康保険証、 切れたとき 損したとき ▼受給者証の有効期限が へ届出をしてくださ

▼ 対象となる方

▼ 更新日程

期日

7月18日(火)

7月19日(水)

7月20日(株)

7月21日金

|7月22日(出)

対象者	対象内容	所得制限 【所得制限対象者】	
乳幼児および 小・中学生	生まれた日から中学校修了年度の 3 月 31 日まで	なし (区分わけのため所得確 認は必要)【父、母】	
高校生など	15歳の誕生日以降の最初の4月1日から18歳の 誕生日以降の最初の3月31日まで ▶高校の在学は問いません。 ▶被用者保険本人を含む。	なし	
ひとり親家 庭の児童	・母子家庭、父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・父または母が 1 ~ 2 級程度の身体障害者手帳な どを持つ家庭の児童 ▶ 18 歳の誕生日以降の最初の 3 月 31 日まで。 ▶被用者保険本人は該当しません。	あり 【父、母、扶養義務者】	
重度心身障が い (児) 者	身体障害者手帳 1 ~ 3 級または療育手帳 A を持っている方	被用者保険本人のみあり 【本人、配偶者、扶養義務者】	
高齢身体障 がい者	65 歳以上の身体障害者手帳 4 ~ 6 級を持っている方 ▶被用者保険本人は該当しません。	あり 【本人、配偶者、扶養義務者】	

健康保険係へお問い合わせください。 などの方は、8月1日火以降に市民生活課国民がない、受給者証の有効期限が7月31日までとがない、受給者証の有効期限が7月31日までとるがない。

次に該当する場合は届出が必要です。

健康保険証が変わったとき▼住所

現在お使い

の福祉医療

8月

・日から更新されます

(一部受給者を除く)

福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

13 広報せんぼく 2023-7 Semboku City Public Relations 12